

議案第14号

日野町印鑑条例の一部改正について

日野町印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月6日提出

日野町長 塩 田 淳 一

日野町印鑑条例改正の概要

1 概要

個人番号カード（マイナンバーカード）の普及促進及び利便性向上のため、コンビニエンスストアにて印鑑登録証明書の発行ができるもの。マイナンバーカードの交付を受けている方が、印鑑登録証の代わりに当該マイナンバーカードを用いて、コンビニエンスストアに設置してある多機能端末機（マルチコピー機）により、印鑑登録証明書の発行を受けることができることに伴い、日野町印鑑条例の一部改正を行うもの。

2 附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

日野町印鑑条例(昭和53年日野町条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(個人番号カードを用いた印鑑登録証明書の交付)	
第14条 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者は、当該個人番号カードを用いて、多機能端末機(町の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された機械(証明書その他の書類の交付を受けようとする者が自ら必要な操作を行うものとして設置されたものに限る。)をいう。次項において同じ。)により、自らの印鑑登録証明書に限り、その交付を受けることができる。	2 前項の規定による印鑑登録証明書の交付に係る申請は、当該個人番号カードの交付を受けている者が、多機能端末機の映像面に表示する手続に従つて当該多機能端末機を用いて送信することにより行うものとする。
(関係人に対する質問等)	
第15条 略	第14条 略
(閲覧の禁止)	
第16条 略	第15条 略
(委任)	
第17条 略	第16条 略
附 則	この条例は、令和5年4月1日から施行する。